

平成30年度 第2回鳥取市社会福祉審議会議事録

1. 日 時：平成31年2月6日（水）午後4時45分から午後6時09分まで

2. 場 所：鳥取市障害者福祉センター「さわやか会館」 3階多目的室

3. 出席者：《委員》

松浦喜房委員長・塩野谷斉副委員長

星見健蔵委員・坂本雄司委員・松田吉正委員・西岡和子委員・藤岡由美委員

山根裕委員・藤原美江子委員・大谷喜博委員・市谷貴志子委員・池田実央委員

荻原誉康委員・安部徳子委員・矢部征委員・山本雅宏委員・垣屋稲二良委員

杉本正委員・森田明美委員・岡美智子委員・山口朝子委員

（欠席：竹森貞美委員・高田耕吉委員・伊奈垣学委員）

《事務局》

地域福祉課・指導監査室・長寿社会課・障がい福祉課・こども家庭課

4. 会議概要

定刻となり、鳥取市社会福祉審議会事務局（小森地域福祉課課長補佐）が開会を宣言し、委員25名中21名の委員が出席していることから事務局より会議の成立を報告する。その後、市議会からの選出委員の交代があったため、新たに就任した星見委員より挨拶をいただく。

（松浦委員長） 皆さま、こんにちは。平成最後の年を迎え、穏やかな日々が続いておりますが、こここのところインフルエンザも流行しており、また年度末の大変お忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。

この社会福祉審議会は4月に続きまして今年度第2回目となります。その間、分科会も開催していただいておりますし、また委員の皆様におかれましては、各分野や地域におかれまして、社会福祉の向上にご尽力されておられますことに敬意を表したいと思います。

本日は鳥取市地域福祉推進計画についてご審議いただくことになっております。少子高齢化、また地域におけるコミュニティ意識の希薄化、あるいは助け合いの力が弱体化する中で、様々な課題を抱えた人や世帯をどのようにして見守っていくのかなど、そういった観点からみなさまからお話を聞かせていただければと思います。どうぞ忌憚のないご意見をお願いいたします。それでは宜しく願いいたします。

（小森地域福祉課課長補佐） ここからの議事進行につきましては、鳥取市社会福祉審議会条例第6条の規定により、松浦委員長にお願いいたします。

また、本日の議事録署名委員を、坂本委員、山本委員とさせていただきますのでよろしく願いいたします。それでは松浦委員長よろしく願いいたします。

（松浦委員長） それでは、議事に移りますが、時間の関係上、先に報告事項の1から3について報告を受けた後、審議事項1の鳥取市地域福祉推進計画について、ご審議いただきたいと思っております。

【報告事項】

(1) 鳥取市社会福祉審議会条例の一部改正(案)について

(梶地域福祉課長) 地域福祉課の梶と申します。報告事項に先立ちまして、みなさまに事前にお配りしております「鳥取市社会福祉審議会規程」をご覧ください。これは4月の当審議会でご議論いただきまして決定させていただいたものでございます。3ページ目をご覧ください。第8条でございますが、専門分科会の決議等というところがございます。2項目ございまして、第1項には「社会福祉法施行令第2条第3項の規定より、民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする」と決まっております。2項目としまして、「他の審問分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる」としてしております。「ただし、この場合には、当審議会に報告するものとする」としてしておりますので、これに従いまして、報告事項(2)から報告していただくこととなりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

(松浦委員長) それでは、報告事項1 鳥取市社会福祉審議会条例の一部改正(案)について、事務局から説明をお願いします。

(山本障がい福祉課長) 報告事項(1)でございます。障がい福祉課の山本でございます。「鳥取市社会福祉審議会条例の一部改正(案)について」でございます。資料2をご覧ください。この鳥取市社会福祉審議会は4月1日の本市の中核市移行に伴いまして、従前の鳥取市社会福祉審議会を廃止しまして、審議事項及び委員を再編させていただき、4月1日から新たに設置させていただいているところでございます。本審議会の委員には鳥取市精神障がい者家族会の市谷会長にも委員に就任していただき、本審議会におきまして設置条例上の福祉に関する事項につきまして意見を伺うこととさせていただいているところでございます。

資料2の1ページめくっていただき、裏面の2番目でございます。この「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第6次地方分権一括法)」が平成28年5月に公布されました。この中で、2番目の「地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し」というところで、「地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項」が追加になっております。これを受けまして、表に戻っていただき、社会福祉法が改正されました。一番上の第7条「地方社会福祉審議会におきまして社会福祉に関する事項を審議する」ということで、この中で「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」ということになっておりますけれども、第12条の社会福祉審議会に関する特例というところで「中核市は条例に定めるところにより、社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる」という規定が盛り込まれたところでございます。ただ、鳥取市では精神障害者福祉に関する事項については条例に規定をしておりませんでした。そこでこのたび社会福祉審議会条例の中に設置条例上福祉に関する事項を位置付けることで改正させていただきたいということでございます。資料2の最後のページに鳥取市社会福祉審議会条例新旧対照表を載せておりますが、第2条に、審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するということで、精神障害者福祉という項目を新たに追加させていただいたということでございます。

また、もう1点でございますが、このたびの条例改正で項目を追加させていただくにあたりまして、第7条でございます。心身障害福祉専門分科会の名称ですが、改正前は心身障害の「害」の字を漢字で表記しておりました。鳥取市は国の法令や規定で必ず障害の「害」の字を漢字で使わなければならないもの以外は「障害」の「害」はひらがなで表記することとしておりますので、今回の改正に合わせてひらがなで「心身障がい専門分科会」に改正させていただくというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(松浦委員長) ありがとうございます。今の事務局からの説明を受けて、委員のみなさまから、ご質問等はございませんでしょうか。

分科会については、ひらがな表記ですが、「精神障害者福祉」という文言については漢字表示

になると理解したらよろしいですか。

(山本障がい福祉課長) はい、「精神障害者福祉」は国の法令に基づきますので、漢字標記のままです。

(市谷委員) 精神障がい者家族会の市谷でございます。このたび、ここに書いてある通り、今までは審議事項の社会福祉の中に含まれておりませんでした。県の条例でしたでしょうか、国の法令を見ましたら、「精神障害福祉」という文言は入っておりませんでした。それで、地方の各市町村ではきちんとうたえばいいということで、心身障がい専門分科会での審議になりますが、今後とも宜しく願いいたします。

(松浦委員長) 他にご意見ございませんでしょうか。

(垣屋委員) この審議するということは、なにか分科会にあげて審議されるということですか。精神障害福祉に関しては、心身障がい専門分科会で審議するのでしょうか。特に分科会というわけではないのでしょうか。

(市谷委員) 時間を取ってすみません。名称については「心身障がい」という名称、この言葉が適当なのかなと最初の会で思いまして、今までの流れもありまして実施される審議の場に参加していくということでいいかと思えます。

(松浦委員長) 何かいい案がありましたら、教えてください。そのほかにはございませんか。

(2) 心身障がい福祉専門分科会の決議事項の報告について

(松浦委員長) ないようですので、続きまして、報告事項2の心身障がい福祉専門分科会の決議事項の報告について、心身障がい福祉専門分科会の池田分科会長から御報告をお願いします。

(池田会長) 失礼いたします。心身障がい福祉専門分科会の会長をしております池田と申します。それでは1月8日に開催しました分科会につきまして、決議事項を報告させていただきます。

資料3をご覧ください。資料3に3つ(決議事項を)載せておりますが、これに先立ちまして副分科会長を指名させていただきまして選任しております。ここに座られております荻原委員に副分科会長を引き受けていただいておりますのでご報告いたします。

それでは、1 社会福祉施設等施設整備費補助金協議優先順位設定基準についてということで、1枚捲っていただきまして、別紙の1に目的が書いてございますが、いわゆる国庫補助ですね、国庫補助協議の実施に当たって、満たすべき基準の整備と優先順位の高いものから国庫協議するための市の基準を設けるということで、協議をさせていただきました。その下に国の留意事項というのがありますが、たくさんありますので掻い摘んでになりますが、それに対して次のページの2です、市の優先項目をその時の協議で決定させていただいております。市の方から、勿論この順番で提案をいただきまして、それについて各委員で協議をさせていただきました。次のページに書いてございますが、この表の上の順番でSの(1)、Sの(2)という順番で優先順位が高いという考え方、一番下のBの区分のBの(7)が一番下ということで、補助金の申請があがってきたときにこの基準ですね、優先項目を鑑みて優先時順位を決めていこうということでございます。委員の中でいろんな意見がでました。例えばSの(4)と(5)の順番に関して、例えばグループホームへのスプリンクラー設置については2年程前から県において取り組まれていて申請が少なくなっている現状であれば、地域生活支援拠点の(5)の方の優先順位を上げたらどうだという意見があったり、逆に、地域生活支援拠点に位置付けられている施設の基準は非常に幅が広くて、グループホームにスプリンクラーを設置するという事業については定義がしっかりしており幅の狭い事業の為、やはりこちらの優先順位を上げた方がいいのではという意見も出されました。結論としましては国の示す優先順位というのがやはり市の優先順位、それから県の方も優先順位を国の基準をベースにうたっているということで、市からの提案通りの優先項目でさせていただこうということに決定いたしました。それで、ここに書かれていますが、別紙1の基準を適当と認めさせていただきました。

その基準ができた上で、社会福祉施設等施設整備費補助金についてということで、別紙2をご覧ください。ここに書いてあるA法人、B法人、それからC法人から2つの整備の要望が挙がっておりまして。それについての優先順位ということで、協議させていただきました。結果的には別紙2のと通りの優先順位で決定をさせていただいておりますが、その中で、A法人、B法人、C法人に関しましてはかなり長い間、実績のある法人でございます。A法人に関しましては株式会社ということで、今、デイサービス、放課後デイサービスですか、の運営実績はあるんですが、それを新たにまた2号店というような書き方がしてあったように思いますが、つくるということで、実際の運用するにあたっての人員整理は大丈夫なのか、運営実績について長い間、長期間なのかどうかということの確認がありまして、それについては、決定するに当たって市の方から十分に指導・監督していただくようにということをお願いをいたしまして、この優先順位にて決定をさせていただいております。

最後に3番の身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師の指定についてという項目でございますが、ここに書いてありますとおり、県立中央病院の土海医師を指定医師として適当と認めて挙げさせていただいております。私の方からは報告は以上でございますが、事務局から補足がございましたらお願いします。

(山本障がい福祉課長) 池田会長から詳しく御説明いただきましたので、事務局の方からは特に補足はございません。

(松浦委員長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。そのほかにはございませんか。

(3) 各専門分科会からの報告事項について

(松浦委員長) ないようですので、報告事項3 各専門分科会からの報告事項について、児童福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、民生委員審査専門分科会の順に、報告がありましたらお願いします。

(塩野谷分科会長) それでは、児童福祉専門分科会から報告させていただきます。分科会長の塩野谷でございます。よろしくお願いたします。2点ご報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、先ほど会を持ちまして、副分科会長の選任をさせていただきました。私の隣に座っておられます杉本委員にご快諾をいただきました。

また、2点目でございますが、特定教育・保育施設等の利用定員の変更について議論いたしました。4月からですね、市内の保育所等で利用定員の変更があるということでございます。主だったところでは、鳥取市立美保保育園の分園の杉の子分園ですね、これがもともとの美保保育園に包園する形で廃止、それからですね、社、用瀬、大村のそれぞれの市立の保育園を廃止いたしまして、ひらがなでもちがせと書きます、市立のもちがせ保育園が新設させるという、その3園の子どもたちにつきましては、もちがせ保育園への異動と、その際の定員は減るわけでございますけれども、実態に合わせての定員になっているということでございます。そのほか、認定こども園ととりまなびや園での定員増、市立のすくすく保育園の定員減、これらも実態に合わせてということでございます。それから、幼保連携型となっております認定こども園さくら幼稚園・さくら保育園についても定員見直しで減、また4月からの新制度への移行で鳥取ルーテル幼稚園さんが入ってくるということでございます。いずれにしても、これらの定員の変更等については、見込みの範囲でやっているということでございます。端折りましたが、以上でございます。

(松浦委員) ありがとうございます。続きまして、老人福祉専門分科会をお願いします。

(垣屋分科会長) 老人福祉分科会長の垣屋でございます。老人福祉専門分科会はこの会の後に開催することとしておりますので、また次回ご報告させていただきます。

(松浦委員長) では、最後に、民生委員審査専門分科会をお願いします。

(坂本分科会長) 分科会長の坂本でございます。報告させていただきます。

第1回民生委員審査専門分科会を4月25日、第1回の本会の後に開催し、副分科会長に松

田委員をお願いいたしました。審議した内容ですけれども、鳥取市におきまして民生委員・児童委員の選任基準を決定させていただきました。この基準ですけれども、民生委員・児童委員の委嘱に当たりましては、まず、各地区の内申委員会から候補者が選任されまして、次に鳥取市民生委員推薦会におきまして鳥取市へ候補者が推薦されます。そして更に国に推薦される前に、鳥取市から民生委員審査専門分科会に意見が求められることがあります。その意見を求められる際には、この選任基準に基づいて意見をいたします。その選任基準このたび制定させていただきました。この選任基準に合致しているかを審査して意見を付して民生委員を推薦するというようなことになっております。そのための選任基準を決定いたしました。

なお、平成31年度ですけれども、民生委員の一斉改選の年に当たりますため、次回の開催を8月末頃に予定をいたしております。以上でございます。

(松浦委員長) ありがとうございます。各分科会からの報告事項いただきましたが、それぞれの報告事項につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

【報告事項】

(1) 鳥取市地域福祉推進計画（鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画）について

(松浦委員長) よろしいですか。ないようですので、それでは、議事1の鳥取市地域福祉推進計画について、事務局より説明をお願いします。

(梶地域福祉課長) 地域福祉課の梶と申します。よろしくお願いたします。

お手元の方に冊子となっております資料1-1、その次に資料1-2で概要をつけさせていただいております。基本的には資料1-2の方で概要を説明させていただきたいと思っております。昨年市民政策コメントを12月18日から今年の1月11日まで行わせていただきました。その折に、推進計画の市民政策コメント案については、委員の皆様にもお配りさせていただいたところがございます。コメントといたしましては、意見13項目に渡りましてご意見をいただいているところでございます。

では、資料1-2で説明させていただきたいと思っておりますが、まず計画の概要の方から説明いたします。この地域福祉推進計画でございますが、この「地域福祉計画」というものは、社会福祉法107条の規定に基づき、行政が作成するものとなっております。地域福祉推進のために、真ん中のイメージ図にありますような福祉から保健分野に渡りまして、各個別計画を横断的に繋ぎます総合的な計画となるものとなっております。これと合わせまして地域福祉活動計画というものがございまして、この真ん中のイメージ図ですと、右側の鳥取市社会福祉協議会のところに鳥取市地域福祉活動計画がありますが、こちらの計画は社会福祉協議会の民間の取り組みとして実践的な計画として策定される計画となっております。今回はこの2つの計画を一体的に策定することで、着実かつ効果的に推進しようというところでございます。下に鍵括弧2つで書いてありますが、地域福祉推進計画の理念でありますとか、基本目標、政策等を共有しまして、その上で行政の政策ですとか社協の役割、民間の方向性というものが一つの基本計画の中に記載される計画となっております。計画期間は平成31年度から36年度までの6年間という期間でございます。

次のページをご覧ください。基本理念、基本原則、それから基本目標、基本計画という体系になっております。基本理念といたしましては、「みんなで支え合いいつまでもいきいきと自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり」というところを理念とさせていただきます。3つの原則を掲げさせていただいております。基本目標は縦に3つ入れさせていただいておりますが、1つ目の「住民参加と地域福祉活動の促進」ということで、身近な地域での支え合い・助け合い活動の促進を図るということでありまして、福祉学習を充実して地域での地域福祉を担う人材の育成に取り組みたいというところでございます。その右側に【基本計画（基本施策）】と書いております。「1 地域における福祉活動の推進・支援」、これは重点取組としてありますが、相談機能の確立でありますとか、集落での福祉活動の促進をしていこうと、それが

ら2番目で「様々な主体による福祉活動の促進」ということでボランティア・市民活動センターの機能強化といったことを、また3つ目に「福祉学習の推進と担い手づくり」としまして、福祉学習のプラットフォームづくりですとありますとか子どもを対象とする福祉学習、併せまして地域を対象とする福祉学習の推進等をしていきたいと、また4つ目として「福祉活動促進のための基盤強化」をしていきたいというところを入れております。基本目標2つ目ですけれども、「相談支援体制と権利擁護体制の強化」ということで相談支援体制を市社協、それから専門機関等が連携しまして体制を充実していきたいというところと、それから権利擁護機能の充実・機能強化を図ってきたいというところを2つ目の目標としております。基本計画としましては、3つ挙げておりますが、先程の包括的な支援体制の構築でありますとか、権利擁護支援センターの機能強化、市民後見人の育成といったところを、また様々な福祉サービスを利用させていただくに当たりましての情報提供体制の充実といった3つを基本計画として挙げさせていただいております。次の基本目標Ⅲの「地域で安心して暮らせる基盤づくり」ですが、様々な項目をここにに取り込ませていただいているところでございますが、様々な福祉サービスの提供と利用促進でありますとか、福祉人材の確保、それから災害時の支援体制づくりといったようなことをここで書かせていただいております。社会福祉法人でありますとか、福祉事業所、それから企業の社会貢献といった幅広い項目をここで入れさせていただいております。

これが計画の主な体系でございますが、右側のページにイメージ図を入れさせていただいております。これはまだ見直し中のイメージ図でございますが、先程見ていただきました【重点取組1】「地域における福祉活動の推進・支援」といったものをイメージさせていただいたものでございます。地域にあります様々な活動団体ですとか福祉事業所等がネットワークを作って地域における福祉活動を進めていくというようなイメージでございます。また、下には【重点取組3】「包括的支援体制の構築」というところで、鳥取市の様々な各課、それから相談に当たります地域福祉相談センター等がございます。それらと市社協とでまずネットワークを組みまして、それから専門機関でありますとか社会福祉法人とも相談内容に合わせまして柔軟に相談体制を作っていこうというところのイメージにさせていただいておりますが、ただ、まだこれは見直し中のイメージ図となっております。

次のページでございますが、最後の4ページ目ですけれども、4 作成・進捗管理体制です。この推進計画は外部委員さんのみから成る作成委員会で審議いただいたところでございます。構成委員につきましては、地域福祉活動団体・法人でありますとか、地域団体、学識経験者、また公募の方も3名入っていただいておりますが、審議いただきまして、策定を今、進めているところでございます。策定後はこの作成委員さんで進行管理をしていくというよう位置づけであります。庁内組織としましては、福祉部、健康子ども部、教育委員会、また危機管理課も含めまして14課で構成いたしますチームで審議していくことにしております。

これまでの作成の経過としまして、次の5番目に簡単に内容を書かせていただいておりますが、平成29年に市民アンケート調査を実施させていただいたり、平成30年、今年度5月から6回に渡ります作成委員会を開催させていただいております。その間に、地域の福祉関係活動団体さんからのグループインタビューもさせていただいて、そういった内容を委員さんに報告しながら作成を進めてきたというような内容となっております。

では、昨年12月の市民政策コメントの内容からどのあたりが変わったかと申しますと、冊子の方の、資料1-1の表紙に主な修正箇所として書かせていただいておりますが、具体的に見ますと2ページ目の上から2行目の末尾のあたり、「地域住民や社会福祉関係者が」とありますが、この主語がわかりにくいのではないかとということで入れさせていただきました。また、11ページに国の資料でございますが、【地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ】というものが国の方から示されておりますので、参考として入れさせていただいております。飛びまして37ページに本市の現状等からみる地域福祉の課題をまとめておりますが、この(1)の地域共生社会の周知と広報・啓発の推進というところの経過の方をもう少

し詳しく書いた方がいいのではないかというご意見をいただきまして、波線を引いております、上の丸二つの部分などを追加させていただいたという恰好でございます。46ページ、47ページにつきましては、先程見ていただきましたイメージ図を追加資料ということで載せておりますが、これはまだ見直し中でございます。あとは、78ページ以降に資料編としまして、この作成委員会の開催状況でありますとか委員さんの名簿を、それから84ページ以降に平成29年12月に実施いたしましたアンケート調査の結果概要でありますとか、最後に96ページからでございますけれどもグループインタビューでいただいたご意見等を載せさせていただいております。

現在のところ、これがほぼ最終段階でございますが、案の状況でございます、あと統計ももう少し入れた方がいいのではないかというご意見が前回の作成委員会でございますので、それも今、盛り込むよう手続きをしているところでございます。この資料1-1は1月29日、最後の作成委員会で使わせていただいた資料です。

(松浦委員長) ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問等はございませんか？

(山根委員) 資料2にある図に共生社会の実現に向けた福祉活動推進体制のイメージが描いてありますが、行政とかはこういう絵を描いてやるんですが実際に地域に住んでいる市民には浸透度が全然ないんです。私は用瀬の住民で用瀬の地区社協の理事をずっと十何年もしておりますが、いろんなものを策定しても地域と住民との結び付きは少ないように思います。同じようなこのような図が行政から出たり、社協から出たり、いろんなことをするので住民もこんがらがっている部分があるんです。自治会は自治会でやるし、民生は民生でやるし、地区社協は地区社協でやるみたいなことばかりに携わっており、本来どうしたらいいかをもっと真剣に考えてもらわないといけないと思います。まあ策定委員さんもいろんなことをしているんですけど、審議会の委員として私が言いたいのは一つのものを見たらああこうだとわかるものにしてもらえれば、一番わかりやすいですけど、なかなか面倒なことがあるかと思いますが、簡単に言いますと行政は健康づくり推進委員を置き、用瀬の地区社協はとなり組福祉委員をこしらえていると。で、どちらがどちらかわからないと皆が言われています。ですので用語とかいろんなことを一つにまとめていただいた方が効率いいと思います。自治会さん、福祉のまちづくりの委員さん、あるいは行政といいますかじげがしているまちづくりの委員さんといった色々な委員会があるんですけどもこれを一括していただいたら、簡単なことができるけど、個人個人が、組織組織がそれぞれでするのでわかりにくいんです。聞く側は市民のひとりですから行政の用語で言ったり、社協の用語で言ったり、色々なことをされてもわかりにくいので計画を作る前にわかりにくいことを考えて、プランを立ててもらった方がいいと思います。

(松浦委員長) プランを立てるに当たっては色々なご意見を聞きながら、また実際に関わっておられる地域の方にもお話を聞きながら策定されるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

(梶地域福祉課長) ご意見ありがとうございます。確かに言われますように、行政側のそれぞれの部局ごとでいろいろな計画を作って、またそれぞれの役割等をお願いさせていただいている状況だということは認識しております。先ほどは、地区社協さんがとか、地区がというお話でございましたが、このたびの計画はそういった面もありますので、市社協さんと市とが一緒に作らせていただいたところでもあります。色々似通った役割をお願いさせていただいているということがあるところも市も認識しております、この計画づくりにも協働推進課ですとかと話をしながらそういったところは改善していかないといけないと認識させていただいておりますので、すぐすぐに変わるものではないと思いますが、今、委員さんがおっしゃられたように努めてまいりたいと思っておりますので、またご協力をお願いしたいと思います。

(松浦委員長) 他にご意見ありませんか。

(松田委員) 民生委員の松田です。この度は活動計画も含めての計画、推進計画になっていきます。そうしますとかなり落とし込んだ形の計画になっていくべきと考えております。この度、

先ほどご説明いただきましたイメージ図を作って頂き、大分わかりやすくなったなど感じさせて
いただいております。地域に帰ってみて自分のところの地域において福祉を話し合う時に、この
計画を見させていただいて、この計画に基づいてじゃあやっというかなという論議をすると思
う。そうした時に私のところの地域のなかで福祉に関わる団体はどのようなのがあって、どこが
旗振り役をもちながら、どのように推進していくかというところまで踏み込んでいけるの
かとなると、おそらく自治会なり、社協なり、民生委員なり、地区の公民館なりが挙がってくる
かと思います。そういった時に自分のところはどうかという論議をこの計画に基づいて
進めていけるようなイメージ図作りをひねり出してほしいとお願いしたいと思います。

あと1点は、資料1-1の2ページの自助、互助、共助、公助とありまして、われわれはここ
に挙げてあるそれぞれどこかの団体に関わりながら、また分担する形で取り組んでいくことにな
ると思います。その時にどういう連携をとっていきながら、絡みをしながらどういう風に機能し
ていくかということ、ぜひ、わかりやすい形で掲示していただければ、ありがたいと思います。
本来は地域の中でインフラとして支援を必要とされている方がどなたなのか共有できる仕組み
をぜひ作っていかねければと私自身は思っております。活動のなかで個人情報とかプライバシー
とか言われる中でそれらに対応しながら、作りあげていくことが必要になってくる感じておりま
す。そういったことを基盤整理として計画に盛り込んでいけたらと思っております。

(梶地域福祉課長) ありがとうございます。このイメージ図というのは作るのが難しいとこ
ろがございます、今も考えながら修正をかけていっているところで、なかなか完成したもので
も皆さんに上手く伝わるものになるのか難しいなと思っております。先ほど、基盤ということ
がありますが、その中でも地域での見守りですとか普段の声かけ、挨拶、隣の家が電気は今日
ついてないとか、そういうところから段々と広がっていくものかなと考えておるところです。

鳥取市は広くそれぞれの地域での活動の仕方も様々でありまして、今考えておりますのは、ど
こかモデルとなるような地域を探し、この地域ではこのような活動をしておられますよ、とい
うようなことを皆さんにお知らせしていけたらと。それを見ながら、他の地域でも自分の地域が
どういうふうになるのかな、といったように見ていただけるのが一番いいのではないかと思いま
す。あとこのイメージ図にしましても、地域での公民館活動でありますとか、高齢者の健康づく
りなどで公民館に集まられていると思っておりますが、そういう活動が福祉の視点も含まれてい
るところを皆さんにお伝えさせていただきながらこの計画を進めるのが皆さんに浸透しやす
い進め方と考えておりますので宜しくお願いします。

(松浦委員長) すみません、「公民館」というのはどこに書いてありますか。

(梶地域福祉課長) ここには「公民館」とは特には書いてありませんが、イメージ図の中の
「地区を単位とする福祉ネットワーク」というところですが、この活動を主にしておられるのが
公民館が多いだろうということで考えておりますし、新市域の方ですと老人福祉センターになる
かもわかりませんし、それぞれ地域ごとによって変わってくると考えております。

(松浦委員長)

そもそもこの計画が総合的な意味合いを持っているかと思っております。非常に幅広いとい
いますか、今までの地域福祉計画に数々の計画が関わっていますし、健康づくりの計画ですとか全部の計画
を内包するけれども、過去に挙がっていない様々な問題もありますので、このイメージ図は非常
に作りにくいかなという印象があります。この中でどのように活動していくかとなるとこれからの
課題が大きいのではないかと思います。自分の意見です。すみません。ご意見がある方はあり
ませんか。

(山本委員) 事前に配布して頂いた資料を見させていただきました。その中で、何点かお聞
きたいと思っております。まず6ページの子育てのイメージ図ですが、保育所と幼稚園ですとか認定
こども園が、まあ、小学校、中学校もありますが、そういった公立施設の位置づけが全くありま
せんが、これは全く視点が違うから書かれていないのでしょうか。

それから1ページに社会福祉協議会を市社協という表現をされているのですが、48ページの

○がついているところの地域福祉の「民間」における推進役の「社協」という表現、その後ずっと、社協、社協ですとか市社協と言葉が混在しておりますのでこの辺りは整理をしていただきたいと思います。

それから69ページです。前段に書かれている中味と表の中に書かれている、「民間の方向性」の中の「高齢者、障がい者等の中間的就労を含めた就労支援の受け入れを図ります。」と、高齢者、障がい者の方の経済的自立がうたっておりますが、経済的自立の中身が、前段に何も触れてないので、ここだけが浮いて見えて違和感を持っております。特に今、高齢者の方については年金の受け取り年齢が段々遅れていって、社会全体の問題で公的年金の受給も含め、高齢者・障がい者の経済的自立が非常に大きな問題になっておりますので、この辺りをもう少しきちんと触れていただけたらありがたいなと思いました。

また75ページの寄附文化の意識の醸成するというところで、これは社会参加を促すということで書いてあると思いますが、その下の「社協の役割」の中で「寄附活動の成果を財源にした」と、「財源」という言葉が出てきます。社協の為に寄附行為をするのではないと思いますが、全体に書かれている寄附の意識付けを作ると言いながら、社協の中で寄附活動で財源を作るんだと書かれていますので、ここは違和感があるというか、違うのではないかと思います。全体に書かれているのは、あくまでみんなで社会情勢を作っていくという為の行為であって、社協さんのための財源確保ではないと違和感を持ちましたので、お話を聞かせていただけたらと思います。

(松浦委員長) ありがとうございます。まず6ページですね。公的機関がかかれていないということですが。

(竹間こども家庭課長) こども家庭課の竹間と申します。6ページの子育て支援制度の動きの下のイメージ図に、保育園であったり、認定こども園といった施設のことがあまりイメージしていないように思われるということですが、右下ですが小さい枠の子育て支援策のところでは育児の辺りに保育所ということで、認定こども園とは入ってないですけども、おこさんをお預かりする施設としてのイメージとして保育所を入れています。そもそもの「子育て世代包括支援センター」という考え方では、妊娠期から育児をするところまで、特に妊娠期から子育て期の乳幼児期をどうするかと重点をおいたイメージ図になってしまったが故に、保育園ですとか認定こども園のところはわかりにくいようですが、そういった施設も子育て支援をしており、そこへ保育所だけでなく認定こども園ですとか幼稚園を書き加えることも考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

(松浦委員長) この資料の作成は厚生労働省となっておりますが、修正は可能なのでしょうか。それから「社協」の表現については整理していただくということで、69ページ、高齢者、障がい者の方の経済的自立の問題についてはどうでしょうか。

(梶地域福祉課長) 69ページにつきましては持ち帰って、前段にどのような修正が反映できるか検討させていただきたいと思います。

(松浦委員長) 制度のはざまにあって支援を受けられない方もおられると思います。その辺の関係も考えていただければありがたいかなと思います。

(梶地域福祉課長) ありがとうございます。

(松浦委員長) 最後に社協の財源という概念ですが、これに関してはどうでしょうか。

(梶地域福祉課長) 社協さんが活動されるにあたりましては、寄附をいただいで活動もしておられますので、そういうことを広報させていただくことで、寄附活動が社会福祉活動に使われていますよということをお知らせしていきたくて、そういうことにより寄附文化意識を醸成していきたいという意味合いでの書き方にさせていただいています。

(松浦委員長) あまり言葉に抵抗があるようでしたら「寄附活動の成果を生かして」といったような表現がいいのかもしれませんが。

(梶地域福祉課長) ありがとうございます。意味合いが通じるような、みなさんに伝わるような表現にしたいと思っています。

(松浦委員長) 他にご意見はありませんか。

(山根委員) こういう計画を立てる時に、やはり弱い人の立場で、お金のことで言えばお金のない人の立場にたって計画を立てていかないと無理があります。ついていけない人についていと言われてもついていけないし、そういう所を見極めて、どの辺のところをとっていくのかにしないと、結局、行政職員さんは自分達はえらさがわからないわけで、困っている人のことを取り入れていかないと、計画がなかなか成りにくいところあるんです。地区社協、用瀬地区社協も計画は立てているんですがまだまだで。用瀬地区の困っている人を対象にした計画を32年からは作っていかないといけないと思っています。計画を作る時に対象を低い方に広げて、低い方にもっていかないといけないとなかなか難しい部分があると思います。

(垣屋委員) 実はこれを見るのが今日始めてで中味の事はあまりよくわからないのですが、地域福祉計画がずっとあって、今年になって介護保険制度だとか障がい者の総合支援法だとかの上に来たと、今年、包括的に地域福祉計画が出来たのですよね。これは今年ですよね。これは総合的にというのはわかりませんが、なにか大きな意味合いはあるのですか。地域というのは、なにが地域なのかよくわからないところがありまして、この計画が高齢、障がい、児童を含めて包括的に計画が出来たことのメリットは、この計画の中にどんな形で表されていますか。今までと変わっているのは、どういう視点が変わっているのですか。詳細を見ていないので、全く申し訳ないのですけれど。

(梶地域福祉課長) この計画は実は平成16年に第1次地域福祉計画を作っておりまして、併せまして市の様々な活動計画も作られておるところではございますが、その続きの計画を作っておりませんでして、それぞれの個別計画で地域福祉を進めてきたというところではございます。平成30年4月の社会福祉法の改正で、この地域福祉計画の作成につきましても務めることと、努力義務になったというところではございます。そういったことも含めて、改めて本計画をつくってきたところではございます。

この計画でのメリットといいますのは、先ほどイメージ図で見ていただいた様な、それぞれの高齢者、障がい者、子どもの計画が、それぞれの分野ごとではなかなか表せられない包括的支援体制ですとかをここで進めさせていただくのがこの計画のメリットといいますか、位置づけになるだろうと思います。

(垣屋委員) 何が変わるのですか。この計画で包括的に何かをやるというところでは、どこが主人公でどこに行ったらどうなるのか。そこにコーディネーターがきちっと据えられて、そこにお金がついて、進んでいくんだというのが、読み取れない。そういうことに繋がらないと、なんか国が示すからと、包括的に地域のものが良くなっていく、ここがというのが一つくらいあるのかなど。図があって、よくあるパターンであるんですが、どうなんですか。今回、福祉計画を作られて、作った方側で、すごいこれは出来そうだとか、ここは重点的に取り組みたいとか、計画を作られていてそういう事を感じられたことはありますか。お聞きしたいです。

(梶地域福祉課長) 重点目標としましては、先程の体系図にも入れさせていただいておりますが、まずは地域でのこういう福祉活動を推進するようなネットワーク作りですとか、今でも行政側として専門機関等が連携しているところではございますが、さらにそういう体制を強化させていこうと考えております。ただ、具体的な事業までは、この計画に落とし込んでいないところで、見えないところもあるわけですが、これに向けて今後進めていきたいという考え方をもっているところです。具体的な事業までは、ここにはお示しできておりません。

(垣屋委員) 例えば、このイメージ図では重点取組が1と3で、ここで2がないわけですが、重点取組3の包括支援体制の構築というところでも、例えば、いわゆる総合窓口ですとかワンストップできちんと相談を受けて、すぐ回答ができる、そういうシステムづくりをこの中でうたっているという意味合いなのですよね。それはハード面でもいろんな面でも、どんどん進んでいくイメージでしょうか。あるいは地域だった地域で今でもこんな活動はあるわけで、そこにこれがもっと出来るんだというそんな可能性は、どんなものなのかなど。わざわざこれを作っていくと

いうことは、何かあるのではないかと思うのですが。中味を読んでないのでわからないのですが、そういう事について少しご返答いただけたらと思います。

(梶地域福祉課長) 相談体制としては、具体的にはパーソナルサポートセンターといいますが、生活困窮者へのネットワークづくりですか、そういうところも今後進めながら、全体としてどういう相談内容によって、それぞれどういう方が参加していくか、ネットワーク、仕組みづくりを今後これに沿って進めたいと考えております。地域での福祉活動につきましても、地域ごとに差がございますのでイメージとしてはこういうイメージですよというところまでのお示しをさせていただくまでで、先ほど、ちょっと触れましたが具体的にはこのイメージに近いモデル地区を探して、その事例というものを皆さんに公表させていただいて、イメージしていただい取り組んでいただくと。すぐすぐにこういう体制はいかがですかと地域に押し付ける恰好ではなく一緒に作っていききたいと考えております。明確にこうだと、この計画でお示しできないのですが。

(垣屋委員) 今、言われたパーソナルサポートセンターは今場所が別ですよ。こんなのが本当に一つのエリアの中にきっちり入って、ちゃんと窓口が一つになって、そこで話し合いや協力体制ができることも想定にあるのですか。具体的にいうとここに括弧がありますが、これは一つの窓口みたいなかたちになっていくのかなと。わざわざ絵が書いてあるということは、それこそ新庁舎も出来るので、これで進んでいくのかなと想像するのですが。できれば、この絵に近くなるようにやっていけたらなあと思います。

(松浦委員長) 私の場合は障がいのある方や高齢者の方で生活困窮しておられる方がおられるとなんでも市役所にサポートできる支援はありますかと相談してしまいますが、それが地区になるとどこに相談していいのなかなか思い浮かばないですね。逆にどのようにしたらよろしいでしょうか。そのためにこれからネットワークを強化していくということだと思います。

それから重点取組2は福祉学習の取り組みですね、これは現在も行われていることだと思いますけれども、具体的にはこれからどのような学習を進めていかれるか教えていただけますでしょうか。

(梶地域福祉課長) 福祉学習としましては、市の方ですと、尚徳大学でありますとか、具体的には認知症サポーター養成、傾聴力養成講座といったところで育成等もさせていただいているところであります。これにつきましては、さらに企業や当事者団体さんですとかも含めた福祉学習を考えると、今の考えでは社協さんが中心となって作られていて、それを地域の方へまた学習メニューとして広げていこうというようなことがこの取組みと考えております。

(松浦委員長) こどもを対象にというのはどういったことを考えておられるのでしょうか。

(梶地域福祉課長) こどもを対象としたものにつきましては、学校や地域で学習の場を作ってくださいような形で進めたいと考えております。また地域では公民館での小地域学習ですとかそういったところにも参加いただけたらと思っております。

(松浦委員長) 他に質問はないでしょうか。

(山本委員) 先ほどの垣屋委員さんの答えにも一部関わってくるかと思いますが、特にこの計画の中で一番大きなポイントになるのは、49ページにあります各地区のコーディネーターを置くということだと思います。私は高齢者福祉計画に携わっているのですが、こちらの方でもコーディネーターという言葉が出てきて、旧市だと小学校単位、新市域だと旧町村単位にコーディネーターを置くようになっていますが、ここでのコーディネーターというのは、高齢者福祉のコーディネーターなのか、それとは別の違った意味で、この計画全体のコーディネーターなのか、その辺の仕分け、区分けを教えてくださいたいと思います。ここで言うコーディネーターとは、もっと大きい意味での福祉全体での、障害者福祉ですとか、児童福祉ですとか、色々な福祉全体のコーディネーターなのか、私の知っている高齢者福祉だけのコーディネーターなのか、その辺の使い分け、位置づけはどうなっているのでしょうか。

(梶地域福祉課長) 今おっしゃられた高齢者のというのは、生活支援コーディネーターのこ

とだと思えます。これにつきましては、介護事業と言いますか、高齢者を中心に活躍していただいているところであります。ただ、地域に入りますと、高齢者だけとは言っておられませんので幅広く活動していただいているところがございます。この計画に挙げていますコーディネーターというのはその生活支援コーディネーターとはまた別に考えております。先ほど見ていただいたイメージ図のネットワークの中でのコーディネーターというのは、複数に跨る地域でのさまざまな団体とか介護事業所と書いていますが、そういった団体同士のネットワークを作っていたりですとか、この活動拠点での福祉活動の段取りをしていただいたりですとか、地域での福祉活動を推進していくための役割ということで幅広く活躍していただき、調整なり、場を作っていただく方ということでイメージしてございまして、このコーディネーターにつきましてもどういう役割であるとか、週何日程度活動するだとかいった具体的なことは今後詰めていきたいと考えているところではあります。

(松浦委員長) そうですね、鳥取市の方で指導力を発揮していただいて、モデル地区を始めとして各地区で取り組んでいただいて、こういった体制づくりを参考にさせていただくというような活動が必要だと思えます。他にご意見はないでしょうか。

(山口委員) 山口と申します。先ほど、重点取組2のところ、子どもを対象とする福祉学習の推進とこれからの人材としてのこどもの役割というのが、段々成長していく子どもが大切になることと思えます。今日は教育委員会の方がお越しではないということですが、鳥取市全体でこの社会福祉のいろんな事を考えていく時に、事務局の中に教育委員会も一緒に入って考えていただくということは今後はないのでしょうか。

(梶地域福祉課長) ありがとうございます。この計画策定にあたりまして、市内でのチームを作っておりまして、その中には学校教育課と生涯学習・スポーツ課にも参画いただいております。一緒になって進めさせていただいております。

(松浦委員長) 地域との連携ということで学校に働き掛けたりもしているのですが、最近、子どもも忙しくなっておりましてなかなか時間を取ってもらえないこともあると聞いておりますが、そういった傾向に関する意識を高めるということでも学校現場では有効的に働くのではないかなという印象を持っています。他にございませんでしょうか。

(松田委員) 民生委員 松田でございます。1点だけ77ページの計画の進行管理をあげていただいております。この計画の進捗、進行管理等、変更、見直しについて書いてありますが、変更、見直しが必要に応じてとなっておりますが、これは実際にはどういう手続きといたしますか、どういったことになるのか。作ったきりになるのが一番、まずいなと思っておりますが、この辺りはどういう考え方をされているのかなと思いました。このPDCAをあげていただいておりますけど、これを回すとなりますと、どういうサイクルになるというイメージを持っておられるのか、その辺も伺いたいと思えます。

(梶地域福祉課長) この地域福祉推進計画は非常に幅広になっておりまして、作成委員会でも進行管理に当たって何を対象にしようかというところのご意見をいただきました。それで、基本的には、重点取組の3つについての進行管理をしていこうと決めていただいたところがございます。計画の進捗につきましては年1回状況を報告させていただいて、また、進行が遅いところにつきましてはご意見をいただきながら進めていこうと考えております。この計画の見直しですが、6年間と長い計画ですので、今想定しておりますのは、真ん中の3年目で、その状況を見ながら、見直しをしていきたいということで、3年目での見直しを想定しておりますところでございます。

(松浦委員長) 作成委員会はこれからも引き続き、何らかの形で継続していくということですね。

(梶地域福祉課長) はい、基本的には年1回を考えております。

(松浦委員長) 他にございますか。では、最後に集まられて、計画が完成するという運びになるということでよろしいでしょうか。

(地域福祉課 梶次長) 作成委員会は、1月29日に市民政策コメントのご意見を反映させたものについてご意見をいただいたのが最後になります。あとは、こちらの行政側と市社協とで修正して完成していきたいと考えております。

(松浦委員長) そうしますと、本日いただいたご意見を踏まえて必要な修正を行うということでしょうか。

(委員のみなさん) はい。

(松浦委員長) そのほかにはございませんか。ないようですので、本日予定されていた議事は、終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきますありがとうございます。

4. その他

(小森地域福祉課課長補佐) 松浦委員長ありがとうございました。4 その他については事務局では特に用意をしておりますが、委員のみなさま方から何かありますでしょうか。

5. 閉会

(小森地域福祉課課長補佐) ないようですので以上を持ちまして平成30年度第2回鳥取市社会福祉審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。冒頭にも申しましたが、老人福祉専門分科会を引き続き開催させていただきますので、老人福祉専門分科会の委員の皆様は、隣の第2研修室へ移動していただきますようお願いします。